

耐震診断義務付け道路

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、下記表に示す道路を優先的に通行を確保すべき道路として位置付け、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定しています。

道路名	起 点		終 点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道19号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道21号	土岐市泉寺田町	国道19号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道22号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道21号交差点
国道41号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道258号	大垣市楽田町	国道21号交差点	海津市南濃町境	三重県境

参考図

